◇森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第八八号）（総務省）

一　地方自治法施行令の一部改正関係

森林環境譲与税の創設に伴い、特別区財政調整交付金の基準財政収入額の算定方法を定める規定について、所要の見直しを行うこととした。（第二一〇条の一二関係）

二　地方財政法施行令の一部改正関係

森林環境譲与税の創設に伴い、標準的な規模の収入の額の算定方法を定める規定について、所要の見直しを行うこととした。（第一三条並びに附則第一三条及び第一四条関係）

三　災害対策基本法施行令の一部改正関係

森林環境譲与税の創設に伴い、標準税収入額の算定方法を定める規定について、所要の見直しを行うこととした。（第四三条及び附則第五項関係）

四　総務省組織令の一部改正関係

森林環境譲与税の創設に伴い、自治税務局及び同局企画課の所掌事務を定める規定について、所要の見直しを行うこととした。（第九条及び第六三条関係）

五　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（政令第八九号）（総務省）

一　特別法人事業税

1　特別法人事業税及び法人の事業税の納付があった場合において特別法人事業税に係る徴収金及び法人の事業税に係る地方団体の徴収金として納付があったものとされる額の計算方法を定めることとした。（第一条関係）

2　都道府県は、特別法人事業税に係る徴収金として納付された額を国に払い込む場合には、特別法人事業税に係る徴収金の納付額その他必要な事項を速やかに国に通知することとした。（第二条関係）

3　都道府県が国に払い込む特別法人事業税に係る徴収金の額から控除した特別法人事業税に係る還付金等を再度国への払込予定額の総額に加算する場合として、時効の完成その他の事由により特別法人事業税に係る還付金等の支払を要しなくなった場合を定めるとともに、当該加算する額は当該事由により支払を要しなくなった額とした。（第三条関係）

4　特別法人事業税に係る延滞金等及び法人の事業税に係る延滞金等の額の計算方法等を定めることとした。（第四条関係）

5　委託納付をするのに適することとなった時を、未納地方税等の法定納期限と還付金及び過誤納金が生じた時とのいずれか遅い時とした。（第七条関係）

6　都道府県が国に対して報告する事項を前年度の特別法人事業税の申告及び決定の件数、当該申告及び決定に係る納付すべき特別法人事業税額、前年度の特別法人事業税に係る滞納の状況等とした。（第八条関係）

二　地方財政法施行令の一部改正関係

地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止に伴う経過措置の規定の改正に伴い、標準的な規模の収入の額の算定方法を定める規定等について、所要の見直しを行うこととした。（附則第一四条関係）

三　この政令は、一部の規定を除き、平成三一年一〇月一日から施行することとした。

◇地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第九〇号）（総務省）

1　地方財政法施行令（昭和二三年政令第二六七号）及び地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成一一年政令第九五号）について所要の規定の整理を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第九一号）（国土交通省）

1　民間都市開発推進機構の行う都市再生整備事業支援業務に係る公益的施設の範囲について、民間事業者間の交流又は連携の拠点となる集会施設その他国土交通大臣が定める施設とすることとした。（第二三条の二関係）

2　民間事業者が国土交通大臣による民間都市再生整備事業計画の認定を申請することができる都市再生整備事業の規模について、三大都市圏の既成市街地等以外の区域内における都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあっては、五〇〇平方メートル以上とする特例措置等について平成三四年三月三一日まで延長することとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第九二号）（国土交通省）

1　民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の事業区域面積の要件について、五〇〇平方メートル以上とする特例措置の適用期間を平成三四年三月三一日までの三年間延長することとした。（附則第一条の三関係）

2　民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の施行される地域について、三大都市を対象とする特例措置の適用期間を平成三四年三月三一日までの三年間延長することとした。（附則第一条の四関係）

3　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（政令第九三号）（内閣府本府）

1　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による災害援護資金の貸付けの特例の適用期間を平成三二年三月三一日まで延長することとした。

2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第九四号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として農業水利施設保全管理推進交付金及び国産農産物生産・供給体制強化対策交付金を追加するとともに、廃止された給付金の規定を削除することとした。（第二条関係）

2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇所得税法施行令の一部を改正する政令（政令第九五号）（財務省）

1　仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法について、期末仮想通貨の評価額の計算上選定をすることができる評価の方法、その選定の手続及び変更の手続、仮想通貨の法定評価方法、その取得価額の細目を定めるほか、所要の整備を行うこととした。（第五条及び第一一九条の二～第一一九条の七関係）

2　障害者等の少額預金の利子所得等の非課税措置の対象となる障害者等の範囲に、中核市の長から療育手帳の交付を受けている者を加えることとした。（第三一条の二関係）

3　棚卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入について、対象となる棚卸資産に、仮想通貨を加えることとした。（第八七条関係）

4　法人の株主等が合併法人との間にその合併法人の発行済株式等の全部を間接に保有する関係がある法人の株式等以外の資産が交付されない合併等が行われた場合における、その法人の株主等が取得する株式等の取得価額の計算方法の細目を定めることとした。（第一一二条及び第一一三条関係）

5　株式交換等に係る譲渡所得等の特例の対象となる株式交換完全親法人との間にその株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係がある法人について、その保有する関係の細目を定めることとした。（第一六七条の七関係）

6　分配時調整外国税相当額控除について、所得税の額から控除する集団投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額の計算方法の細目を定めることとした。（第二二〇条の二及び第二九二条の六の二関係）